

「年金ライフガイド」(2023年4月版) 【追補と訂正】

雇用保険の基本手当の賃金日額等の変更(令和5年8月)

(30頁) 表1が次のように変わりました。

●表1 基本手当の給付率(令和5年8月～令和6年7月、毎年8月に見直し)

賃金日額 給付率	2,746円以上 5,110円未満	5,110円以上 11,300円以下	11,300円超 12,580円以下	12,580円超
60歳未満	80%	80%～50%		50%
60歳以上65歳未満	80%	80%～45%	45%	

※賃金日額・基本手当日額には上限があり、賃金日額は45～59歳 16,980円、60～64歳 16,210円、基本手当日額は45～59歳 8,490円、60～64歳 7,294円です。

雇用保険の高年齢雇用継続給付における支給限度額の変更(令和5年8月)

(33頁) 本文中、中段右から4行目・15行目・18行目および下段右から15行目の「36万4595円」が「37万452円」になります。

「年金ライフガイド」に、下記の誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

(11頁) 1級障害基礎年金の計算式

誤	$976,100 \times \text{改定率}$
正	$(780,900 \times \text{改定率}) \times 1.25 \text{倍}$